



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県新しい公共支援事業基金条例（県民生活課） 2
- 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課） 4
- 沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例（青少年・児童家庭課） 5
- 沖縄県ワクチン接種促進基金条例（医務課） 6
- 沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例（国保・健康増進課） 7

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県新しい公共支援事業基金条例（条例第3号）

- 1 特定非営利活動法人等が活動しやすい環境を整備し、及び公共サービスを実施する主体となることを推進することを目的として基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例は、平成25年3月31日限り失効することとした。（附則第2項）

○ 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 題名を改めることとした。
- 2 認知症高齢者グループホームへのスプリンクラー設備等の整備を促進し、及び高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成を推進するための事業を実施することとした。（第1条及び第6条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例（条例第5号）

- 1 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はその他の同居の親族（以下「配偶者等」という。）からの暴力の防止及び配偶者等からの暴力を受けた者の支援を目的として基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例は、平成25年3月31日限り失効することとした。（附則第2項）

○ 沖縄県ワクチン接種促進基金条例（条例第6号）

- 1 市町村が行うヒトパピローマウイルスに係るワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型に係るワクチン及び肺炎球菌に係る小児用のワクチンの接種の支援並びにこれらのワクチンの接種に関する知識の普及のため基金を設置することとし、その管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例は、平成24年3月31日限り失効することとした。（附則第2項）

○ 沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県新しい公共支援事業基金条例をここに公布する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第3号

沖縄県新しい公共支援事業基金条例

(設置)

第1条 特定非営利活動法人等が活動しやすい環境を整備し、及び公共サービスを実施する主体となることを推進することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県新しい公共支援事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又は団体（以下「特定非営利活動法人等」という。）がその財務状況、活動内容に係る情報その他の特定非営利活動法人等の活動の活性化を図るために必要な情報を作成し、及び公表することができるようにするための助言又は指導を行う専門家を派遣する事業その他の事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。
- (2) 特定非営利活動法人等がその活動に必要な資金を安定的かつ円滑に調達することができるようにするための資金の調達に関し助言又は指導を行う専門家を派遣する事業その他の事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。
- (3) 特定非営利活動法人等が国又は地方公共団体から委託された業務を実施するために借り入れた資金につき利子補給を行う事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。
- (4) 県又は市町村の事務又は事業として行われるサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務のうち、特定非営利活動法人等と協働して実施することにより当該業務の質の向上を図ることができるものを特定非営利活動法人等と協働して実施する事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき。
- (5) 前各号及び次号に定める県又は市町村が行う事業に関し、学識経験者、特定非営利活動法人等の活動の支援に関し専門的知識を有する者その他関係者から意見を聴くための会議に要する費用の財源に充てるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特定非営利活動法人等が活動しやすい環境を整備し、及び公共サービスを実施する主体となることを推進することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

（規則への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第4号

沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例

第1条中「スプリンクラー設備」を「スプリンクラー設備等」に改め、「促進すること」の次に「並びに高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成を推進すること」を加え、「沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を「沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金」に改める。

第6条第2号中「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設」に、「スプリンクラー設備」を「スプリンクラー設備等」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成を推進するために、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人若しくは団体又は福祉サービスを提供する事業者と協働して行う事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例をここに公布する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第5号

沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例

(設置)

第1条 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はその他の同居の親族（以下「配偶者等」という。）からの暴力の防止及び配偶者等からの暴力を受けた者の支援を目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県ワクチン接種促進基金条例をここに公布する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第6号

沖縄県ワクチン接種促進基金条例

(設置)

第1条 市町村が行うヒトパピローマウイルスに係るワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型に係るワクチン及び肺炎球菌に係る小児用のワクチンの接種に関する事業を支援するための費用並びにこれらのワクチンの接種に関する知識の普及のために県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県ワクチン接種促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第7号

沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

沖縄県妊婦健康診査支援基金条例（平成21年沖縄県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------